

## 苦情申立書

平成29年 5月15日

(あて先) さいたま市長 殿

郵便番号  
住所  
申立者 商号又は名称

(ふりがな)

(ふりがな)

代表者

電話番号

FAX番号

(ふりがな)

担当者 氏名

次のとおり苦情申立てをします。

苦情申立ての対象となる建設工事名又は入札参加停止等措置	さいたま市立病院新病院建設工事
苦情の内容	上記入札において貴市技術審査委員会にて、当特定共同企業体にて作成した技術提案資料に対する[REDACTED]先般、さいたま市建設工事総合評価方式試行要綱第12条第1項及び第2項に基づき技術評価点に関する照会を行い、技術提案を行った各項目について口頭および説明請求回答書にて説明いただきましたが、説明内容に不服があるため、苦情申立てをいたします。
苦情の内容の根拠となる事項	口頭および説明請求回答書にて説明いただいた評価点及び評価に至った理由等について不服がありますので、別紙1、2に記載の内容について説明および回答を求めます。

※ 苦情申立ての受理の公示に係る苦情申立人氏名公表の可否 ( 可 )

(公示については、匿名とすることができます。) ※必ず苦情申立人に確認

( 否 )



## 苦情の内容およびその根拠となる事項について

弊社JVは平成28年11月30日の入札公告以降、全社を挙げて心血を注ぎ、技術提案資料の作成にあたって参りました。

今般の入札結果を受け、貴市より主に技術提案資料に対する評価について、説明をいただいて参りましたが、改めて弊社JVが貴市に説明および回答を求める事項は下記の通りでございます。

## 記

## 1. 技術提案に関する評価について

ア) 総合評価方式に係る入札説明書 p.11(3)技術提案④において「各評価項目における工夫の見られる提案に対する加点は1提案1点とします。」と記載されております。

弊社JVは提案にあたって検討を重ねたうえで、これまでの経験に裏打ちされた技術や全国的にも先進的な技術を含んだ工夫のある提案を作成したと自負しております。

「工夫が見られる提案に対して加点する」との評価軸は非常に曖昧であると言わざるを得ず、弊社JVの提案に対して工夫が見られないとご評価いただいた具体的な判断理由について、別紙2に記載の通り、改めて説明を求めます。

イ) 弊社JVは他事例の経験も踏まえ、本件工事においては病院の関係者様と工事現場が一体となって工事を進めることがとても重要であると考えております。

市の職員様の作業が必要となる弊社JVの提案については、総合評価方式に係る入札説明書 p.11 (3) 技術提案「⑨・その他、適正な履行がなされない恐れのあるもの」に該当し、第三者との協議・調整が必要である提案であるため評価対象外とされました。

しかしながら、市の職員様を第三者と考えることは理解し難く、病院関係者様をはじめとする市の職員様が弊社JVの取り組み姿勢をご理解いただければ必ず実現できるものと考えており、不適切な提案にはあたらないと思料いたしますので、別紙2に記載の通り、改めて説明を求めます。

また、上記の評価軸があるのであれば、入札説明書やガイドラインにおいて具体的に説明するべき内容であると思料いたします。

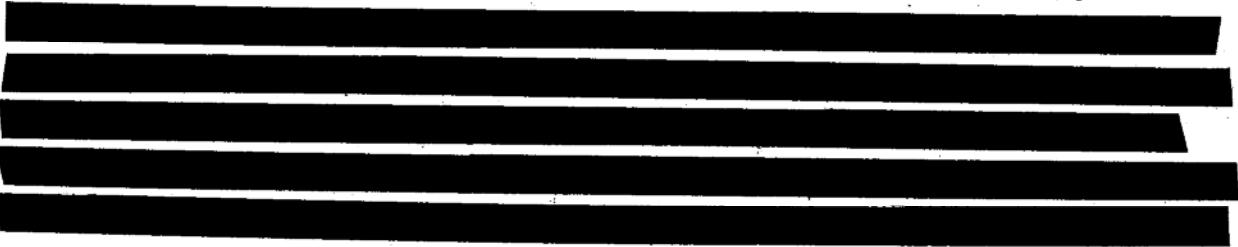
ウ) 上記ア)、イ) に該当しない項目についても、別紙2に記載の通り、改めて説明を求めます。

## 2. 入札結果公表までの経緯について

今回の入札においては、3月16日に開札が行われ、4月26日に結果が公表されました。

開札結果に基づき低入札価格調査を実施するために落札が保留となり、弊社JVは3月17日に低入札調査に係る書類の提出しております。

入札説明書 p.5 9 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格(3)によれば、「落札の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、前記(2)において提出された書類に基づく低入札価格調査を経て行う。」との記載があります。



落札者決定についての発表が遅延した理由として、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金（厚生労働省所管）に係る内示が得られなかつたためとの説明を受けましたが、その旨について、遅くとも4月17日の落札決定日に説明があつてしかるべきと思科いたします。また、同内示が得られていないために落札決定について発表出来なかつたのであれば、4月26日時点でも内示が得られた状況になく、発表された理由や背景について説明を求めます。

以上

項目名	機式	評価項目	工事ご担当課評価	
			評価点	口頭による説明 説明請求回答書による説明
同一箇地内の複数え工事経験者の配員を評価			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
各種システムを適用し、打設精度の向上を図る点を評価			-	設計図で要求している充填率：全体90%、エリア85%以上に対し弊社は、独自技術により全体95%、エリア90%以上との充填率を設定しております。これは一般的な内容と評価されるのは新規できません。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
市が設計図で要求している走査率の向上と溝たすための工法で、通常実施するものであり、一般的な内容である。			-	旋削機器のおさまりを検証するのは一般的ですが、他社競争の本件においてBIMを利用して費用と手間をかけ三次元での検証を行うことは、一般的な内容ではございません。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
工程運送時のヤックアブ計画が具体的で、実効性がある点を評価			-	地盤アンカー工法の施工範囲は、図表-4に記載しております。本工法は工量短縮の点では7日の余裕が生じ、かつ、土工事量が削減できる工事実績への影響がなく、環境への搬出が不要な点でダントンワーク約400台の評定でも実績のある弊社ではあります。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	他の詳官府でも実績のある弊社ではほとんどございません。なお、地盤アンカーは、地盤外でのイシラブ工事等への影響はあります。よって「工事終了後おこなうべき工事等への影響には至っていない」との判断的な判断ではなく、総合的な判断をお願いいたします。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。 説明請求は行わず			-	また、仮設スロープは弊社本館工事に影響が少ないので、部分で造設する計画（図表-4参照）であり、本館地下鉄線工事でも仮設スロープを活用して荷揚強度やードを確保できるため、工事全体の施工地確保や工期遅延への懸念に対する心配は全くないと思われます。
モデルルームの早期施工によるモノノ失却時間の確保について			-	モデルルームについて、設計図書に記載の設置場所（本館1階）にてなるべく早期に施工し、モノ決め後初期工事を保する提案は一般的な内容と言えますが、弊社JVの提案は、場外に設置場所を変更することにより、標準案と比較すると設置時期を推進するだけではなく、着手時刻が6カ月前倒ししているため、医師の先生方や看護師様の使い勝手、医療機器や家具・機器・施設・決定に十分な時間を持つ必要があります。よって本提案は将来の院内の使い勝手に配慮した非常に重要な提案であり、一般的な内容の提案ではございません。
一般的な選案（工夫がないが適切な提案）と判断。			-	モデルルームによるモノノ失却時間の確保については通常実施するものであり、一般的な内容である。

項目名	様式	評価項目	工事ご担当課評価		
			評価点	口頭による説明	説明請求回答書による説明
新社J.V提案項目		周辺へのアクリングを行うのは当然のことであり、一般的な施設と判断	-	要注後工事着手前に近隣のご關係者へ工事内容のご説明をしたり工事への接続施設書き成時にヒアリングを行ふことは一般的です が、入札前の接続施設書き成時にヒアリングを行ふことは一般的でないことをます。一般的と認するので事例を具体的にお示しください。	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		具体的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		具体的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
		具体的工事中に共同推進権を実行する者は、解体工事箇所結果による車両動線への影響を考慮し、履行さわない恐れがあると判断（評価対象外）	-	本提案書中の【STEP1】図に記載の通り、解体工事や埋設文化財調査工事における安全性が向上することのみならず、北側通りからバス停までの距離が500mから85mに改善されます。北側通りの歩行者や車両動線に与える影響を最も、新設工事時の歩行者やサービス動線に与える影響を長期間に亘って低減するメリットは多大であると考えます。	本提案により、説明請求時に申し上げましたメンテナンス車両やバスの往来における安全性が向上することのみならず、北側通りからバス停までの距離が500mから85mに改善されます。北側通りの歩行者や車両動線に与える影響を最も、新設工事時の歩行者やサービス動線に与える影響を長期間に亘って低減するメリットは多大であると考えます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	本提案書中の【STEP1】図に記載の通り、解体工事や埋設文化財調査工事における安全性が向上することのみならず、北側通りからバス停までの距離が500mから85mに改善されます。北側通りの歩行者や車両動線に与える影響を最も、新設工事時の歩行者やサービス動線に与える影響を長期間に亘って低減するメリットは多大であると考えます。
		一般的な提案（工夫がないが適切な提案）と判断。	-	説明請求は行わず	本提案により、説明請求時に申し上げましたメンテナンス車両やバスの往来における安全性が向上することのみならず、北側通りからバス停までの距離が500mから85mに改善されます。北側通りの歩行者や車両動線に与える影響を最も、新設工事時の歩行者やサービス動線に与える影響を長期間に亘って低減するメリットは多大であると考えます。
		音響制御装置の運営は実現出来ない可能性があるため、履行されない恐れがあると判断（評価対象外）	-	説明シミュレーションは工事機械及び工法による騒動を詳細に予測する独自技術が一般的な内容と比べて、具体的にどのような工事で実施されているのか事例をお示しください。	説明回答いたしましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に配載するべきと考えます。

項目名	様式	評価項目	弊社JV提案項目	工事ご担当課評価		苦情申立て内容おどびが組別
				評価点	日頃による説明	
				0	一般的な選択（工夫がないが適切な選択）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				0	一般的な選択（工夫がないが適切な選択）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。
				0	一般的な選択（工夫がないが適切な選択）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。
				0	一般的な選択（工夫がないが適切な選択）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。
				0	一般的な選択（工夫がないが適切な選択）と判断。 説明請求は行わず	工夫が見られないと判断された具体的な理由について説明を求めます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。
				一	病院職員や市庁職員などの能力が必要な選択は、履行され ない選択があると判断（評価対象外）	説明回答いただきましたが、全く回答になつておらず、納得できません。また、評価軸につき入札説明書やガイドラインにて具体的に記載するべきと考えます。